

会社法第 791 条に規定する  
吸収分割契約等に関する事後備置書類

2020 年 1 月 1 日

株式会社日神グループホールディングス

代表取締役社長 堤 幸芳 印

原本に相違ありません。

2020年1月1日

日神不動産株式会社と日神不動産販売株式会社  
との吸収分割に関する事項

東京都新宿区新宿五丁目8番1号  
株式会社日神グループホールディングス  
代表取締役社長 堤 幸芳  
東京都新宿区新宿五丁目8番1号  
日神不動産株式会社  
代表取締役社長 坂入 尚

株式会社日神グループホールディングス株式会社（旧商号：日神不動産株式会社）（以下「分割会社」といいます。）と日神不動産株式会社（旧商号：日神不動産販売株式会社）（以下「承継会社」といいます。）は、2020年1月1日（吸収分割の効力発生日）をもって吸収分割（以下「本件分割」といいます。）いたしました。本件分割に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2020年1月1日

2. 分割会社の手続の経過

- ①会社法784条の2による請求をされた株主はありませんでした。
- ②会社法785条、社債、株式等の振替に関する法律155条2項及び161条2項の規定により、株主に対し、2019年11月25日付で電子公告いたしました。株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- ③本件分割に係る債務の承継は、重疊的債務引受の方法によっているため、本件分割に関し、分割会社に対して異議を申述することができる債権者は存在しません。

3. 承継会社の手続の経過

- ①会社法796条の2の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②会社法797条の規定により、株主に対し、2019年11月25日付で通知いたしました。株式の買取請求をされた株主はありませんでした。
- ③会社法799条の規定により、2019年11月25日付で官報に公告するとともに、電子公告【知っている債権者に個別催告】をいたしました。異議申述期限の2019年12月25日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 本件分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件分割により、承継会社は、分割会社から、分譲マンションの企画・販売及びこれに関連する事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、1,536 百万円（概算値）、615 百万円（概算値）です。

5. 会社法 923 条の変更の登記をした日

2020 年 1 月 7 日

6. その他吸収合併に関する重要な事項

承継会社は、本件分割に際して、効力発生日に普通株式 18,400 株を新たに発行し、分割会社に交付しました。

以上